

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条において、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものと定義され、食育の推進を図ることを目的として規定している。

食育は教育活動の一環であり、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっており、望ましい食習慣を養うなど教育的効果も大きい。また、地産地消の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与している。

文部科学省公表の「令和3年度学校給食実施状況等調査の結果」では、全国平均として小学生の年間給食費は一人当たり、4万9,247円。中学生では、5万6,331円であり、家庭への負担も年々増加傾向にある。

そうした中、子どもの貧困対策や子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助、または、一部補助する市町村も増えてきている。

しかしながら、給食費の無償化は人件費や消費税、高騰する材料及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念があり、財政力の差により自治体格差が生じている実態もある。

保護者負担の増大に対処するためには、学校給食費の無償化を子ども・子育て政策の重要事項に位置付け、全国一律での給食費無償化を早期に実現すべきと考える。

よって、政府におかれては、こうした状況を鑑み、財源確保も含め国の責任において、すべての市町村が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月20日

愛知県常滑市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣(こども政策)

内閣府特命担当大臣(少子化対策) 宛